

## (裏面)

## 誓約事項

- 1. この工事に関して、利害関係人その他の者から異議があるときは、すべて申込者の責任において解決します。
- 2. この工事に起因して、第三者への損害賠償等が生じたときは、申込者および指定工事店の責任において解決します。
- 3. 工事の施工にあたっては、関係法令、条例等を遵守します。
- 4. 工事の施工にあたり、主任技術者を専任させ、総括責任者として技術上の管理および指導監督にあたらせます。
- 5. 配水管等から給水管の分岐、配管および撤去を行うにあたり、必要な技能を有する者を従事させ、または、その者に当該工事に従事する者を監督させます。
- 6. 当該工事に係る掘削、埋め戻し、舗装復旧等にあたっては、道路管理者の許可条件(私道の場合は土地所有者の承諾条件)のとおり施工します。
- 7. 掘削工事当日に仮舗装を行い、舗装本復旧完了までは、責任をもって道路掘削後の管理をいたします。道路面に不陸および陥没等があった場合は、ただちに現地に駆けつけ、必要な措置を行います。
- 8. 当該工事に関し、道路を使用するときは、警察署の許可条件に従い施工します。

申込者氏名 印 指定給水装置工事事業者 印